

くらしの 情報

益城町役場／益城町宮園 702 ☎ 286-3111 (代表) ☎ 286-4523

お知らせ

特別児童扶養手当、 障害児福祉手当の申請を

各種手当の申請を受け付けます。

特別児童扶養手当▼身体や精神に障がいのある20歳未満の子どもを養育している家庭の生活の安定と児童の健全な成長を助けるための制度
受給対象者／身体または知的・精神に中度以上の障がいがある20歳未満の子どもを養育している人
受給額／1級：月額49,900円
2級：月額33,230円

障害児福祉手当▼在宅での日常生活で、重度の障がいのため特に必要とされる介護などの負担を軽減するために支給する制度
受給対象者／身体または知的・精神に重度の障がいがあり、日常生活で常に介護を必要とする20歳未満の人
受給額／月額14,140円

ご家庭の浄化槽法定検査 受検をお願いします



ご家庭でお使いの浄化槽は、生活排水をきれいな水に処理する大きな役割を果たしていますが、適正な使用と維持管理が行われていないと水質汚濁や悪臭などの原因となります。そこで、浄化槽を使用している人には、浄化槽法に基づき保守点検・清掃・法定検査の義務があります。

保守点検・清掃は、専門の委託業者が行う装置の調整や消毒剤の補充、汚泥の引き抜きなどのこと。その維持管理が適正に行われ、きれいな水が放流されているかを確認する検査が法定検査です。

法定検査を受けていない人には、10月中旬に書類をお送りしますので、同封されているハガキに必要事項を記入のうえ、県浄化槽協会にご返送ください。

申込・☎住民生活課生活環境係
☎町役場／☎114・115
県浄化槽協会 ☎284-3388

在宅の介護者を支援します

※障がい理由に年金を受給している、児童福祉施設などに入所している子どもは対象となりません。
※受給者や同居家族などの所得制限があります。
申請・☎役場子ども課子育て支援係
☎町役場／☎261

日常的に介護が必要な人を在宅介護している人(介護者)は、手当てを受給できます。

受付期間／10月1日(水)～31日(金)
受給対象／町内に住所があり、基準日(10月1日)前1年間、町が規定する被介護者と同居して、1年以上在宅で介護をしている人
※被介護者が基準日前1年間に、90日を超える入院・入所・ショートステイを利用した人は対象外
申請・☎役場いきいき長寿課高齢者支援係☎町役場／☎132・133
役場福祉課福祉係

休眠会社などの整理を実施

☎町役場／☎171・172
法務局では、最後の登記から12年を経過している株式会社および最後の登記から5年を経過している一般社団・財団法人について「みなし解散の登記」を行います。

該当する法人や会社は、平成27年1月19日(月)までに役員変更などの登記を申請してください。
☎熊本地方法務局法人登記部門
☎364・2219

3・4歳児の水痘予防接種

10月1日から水痘予防接種が定期接種になります。平成27年3月31日までは、3歳以上5歳未満の人も接種することができます。詳しくは町ホームページをご覧ください。お問い合わせください。

接種回数／1回
※過去に1回の接種を受けた人、水痘に感染したことがある人は対象外。

接種方法▼町内実施医療機関で接種の場合／予診票は医療機関に備えてあります。予約のうえ、母子健康手帳を持参してください。
▼町外広域化参加医療機関で接種の場合／事前に保健福祉センターはびねすでの手続きが必要です。
☎保健福祉センターはびねす
☎234・6123

パートタイム労働法が変わります

公正な待遇の確保▼正社員と差別的取り扱いが禁止されるパートタイム労働者の対象範囲の拡大／正社員との待遇に差をつける場合は、職務の内容、人材活用の仕組みなどを考えて、不合理であってはならない。
納得性を高めるための措置▼パートタイム労働者を雇い入れたときは、雇用管理の改善措置の内容を、事業主が説明しなければならない。
パートタイム労働法の実効性を高める